

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 令和元年6月12日（水曜日）
午後1時開会，午後1時47分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 付託された議案の審査
 - ア 議案第72号 土浦市沖宿漁港管理条例の一部改正について
 - イ 議案第74号 土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市水道事業給水条例の一部改正について
 - ウ 議案第77号 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）第1表～歳出中第6款（商工費），第7款（土木費）
 - エ 議案第79号 令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）
 - オ 議案第80号 市道の路線の認定について
 - カ 議案第81号 市道の路線の廃止について
 - (2) 報告事項
 - ア 入札案件について
 - イ 工事発注状況報告について
 - (3) その他
 - 4 各種委員会委員の選出
 - ア 土浦市環境審議会委員 1名
 - イ 土浦市地域医療運営協議会委員 1名
 - 5 その他
 - 6 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委 員	内田	卓男
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柳澤	明
委 員	平石	勝司

欠席委員（1名）

委員 柏村 忠志

説明のため出席した者（12名）

都市産業部長	塚本 隆行
建設部長	岡田 美德
商工観光課長	皆藤 秀宏
農林水産課長	室町 和徳
都市計画課長	佐々木 啓
建築指導課長	坂本 憲一
道路課長	草間 正志
住宅営繕課長	櫻井 良哉
下水道課長	和田 利昭
公園街路課長	浅岡 武徳
水道課長	黒須 清一
農業委員会事務局長	下村 浩

事務局職員出席者

主査 村瀬 潤一

傍聴者（なし）

- 勝田委員長** ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは早速、協議事項に入ります。議案第72号土浦市沖宿漁港管理条例の一部改正について、執行部より説明願います。
- 室町農林水産課長** 議案書15ページをお願いいたします。土浦市沖宿漁港管理条例の一部を次のように改正するものでございます。今回の条例改正の趣旨につきましては、国において、模範漁港管理規程例が改正され、その中で、占用許可期間が改正されたこととなり、条例の該当部分を改正するものでございます。改正内容につきましては、占用期間を改めるもので、こちらに記載のとおり第11条第3項中の1年を10年に改めるものです。この条例は、公布の日から施行するものといたします。説明につきましては以上でございます。
- 勝田委員長** 只今の説明について、何かご質疑はございますか。
（「なし」という声あり）
- 勝田委員長** なければお諮りいたします。議案第72号土浦市沖宿漁港管理条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 勝田委員長** ご異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案どおり決しました。次に、議案第74号土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市水道事業給水条例の一部改正について執行部より説明願います。
- 黒須水道課長** 議案書23ページをお願いします。土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市水道事業給水条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。内容につきましては、これまで市の給水区域外でありました中村簡易水道事業及び右舂簡易水道事業区域を本市給水区域に編入することに伴い、市内全域が給水区域となったことから条例改正が生じたものでございます。具体的には、それぞれの条例で定めております給水区域のただし書き及びかっこ書きの「中村南一丁目、中村南五丁目及び右舂のそれぞれの一部を除く」という文言の削除でございます。説明につきましては以上でございます。
- 勝田委員長** 只今の説明について、何かご質疑はございますか。
- 内田委員** その他に簡易水道であるとか、そういう組合は、他にもあるのでしょうか。
- 黒須水道課長** そちらが給水区域に入ると、市内全域が給水エリアになりますので、簡易水道組合で持っている給水エリアは、無くなるということになります。
- 内田委員** 分かりました。
- 勝田委員長** その他ございますか。
（「なし」という声あり）
- 勝田委員長** なければお諮りいたします。議案第74号土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市水道事業給水条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 勝田委員長** ご異議なしと認めます。よって議案第74号は、原案どおり決しました。

次に、議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）第1表～歳出中第6款（商工費）、第7款（土木費）について執行部より説明願います。

○皆藤商工観光課長 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）でございます。41ページの一番上の欄をお願いいたします。6款商工費、1項商工費、5目観光費でございます。今回の補正予算額は、345万円の増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、小町の館新設駐車場整備予定地境界測量委託料について、45万円の増額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、駐車場整備予定地と市道との境界を確定するためでございます。続きまして霞ヶ浦サイクルツーリズム推進委託料300万円の増額補正をお願いするものですが、理由といたしましては、サイクルーズ事業につきまして、本市が実施した前期分に加えまして、県、潮来市及び行方市と連携し、つくば霞ヶ浦りんりんロード周辺の港に、広域的に寄港させる後期分の委託料の増額でございます。また、県、潮来市、行方市より、合計で増額補正額と同額の業務受託金収入がございます。説明は以上でございます。

○室町農林水産課長 引き続き、同じページの中段の表をご覧ください。7款2項1目道路橋梁管理事業です。今回補正要求につきましては、平成7年度から県営事業で実施しておりました手野地区基盤整備事業が、平成31年3月に完了したことに伴い、この事業で作りました道路について、道路台帳の加除補正を実施するために、委託料3,090万円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。

○勝田委員長 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

○矢口委員 小町の館新設駐車場の45万円について、この後の予定は。

○皆藤商工観光課長 今後の予定といたしましては、6月中に都市開発基金を活用いたしまして、整備予定地を購入する予定でございます。また、9月議会におきましては、工事請負費の補正、また、土地の買戻しの補正をお願いいたしまして、11月に入札をさせていただいて、工事に入らせていただく予定となっております。そして、予定としましては、来年の2月末の完成に向けて進めております。

○勝田委員長 よろしいですか。

○矢口委員 はい。

○内田委員 よく分かりました。供用開始が2月ですとか、今後はそういうことも一緒に説明して下さい。

○勝田委員長 その他ございますか。

（「なし」という声あり）

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）第1表～歳出中第6款（商工費）、第7款（土木費）は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案どおり決しました。

次に、議案第79号令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）につ

いて執行部より説明願います。

○和田下水道課長 47ページをお願いいたします。令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第1回)につきまして、今回の補正は、歳入・歳出予算の総額に、それぞれ8,250万円を追加し、総額をそれぞれ45億2,304万5,000円とするものでございます。主な補正内容でございますが、社会資本整備総合交付金の内示額の増額確定に伴うものでございます。歳入の内訳につきまして、53ページをお願いいたします。増額補正に係る主な歳入の内訳でございますが、上から2つ目、1項国庫交付金の1目下水道費国庫交付金とその他、受益者負担金・下水道費債などがございます。54ページをお願いいたします。歳出の内訳でございますが、2項下水道建設費の1目公共下水道整備費の污水管渠布設工事費の国庫補助分及び雨水排水路整備工事費の国庫補助分を増額するものでございます。下水道課からの説明は以上でございます。

○勝田委員長 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

○柳澤委員 受益者負担金について、以前、都市建設委員会の際に、お話をさせていただきましたが、当時と現在は変わっているかどうか分かりませんが、当時は、敷地面積当たり400円とか450円という単価で、一律に、受益者負担金を決めていた時期があったと思いますが、金額の決め方とかは現在も同じですか。

○和田下水道課長 柳澤委員がいた頃とやり方としては同じやり方でございます。旧市内ですと平方メートル当たり450円で、今整備しております神立地区では、410円となっております、1人当たりの単価となっております。

○柳澤委員 当時から非常に不合理で。雨水は公共下水道には入れていないよね。基本的には生活排水でしょ。家族当りの割り振りで10人家族ならば、1人あたり1万円、10万円。排水量ということでそれなら分かるけれども、単純に屋敷が広いということで、特にこれは、農家の話なんだけれども、農家によっては、屋敷が1反歩とか、2反歩とかという屋敷が結構ある訳でしょ。そういった場合に、家族が2人とか3人しかいない50坪位の住宅とは、10倍位も違ってきてしまう話だよ。当時も随分あった訳でしょ。そんな前段があって、その受益者負担金の掛け方を変えたらいいでしょうという話を何回もさせていただきました。未だに変わっていないということは、まだまだ考慮の余地があるのかなという気がします。一律に面積当たりいくら。それ1本で行くのではなくて、例えば、半分は、宅地面積によって掛ける。後の半分は、家族構成によって掛ける等、家族構成も増えたり減ったりで難しい部分もあると思いますが、そういうふうに変えていかないと。本管通したけれども、そんなに受益者負担金を取られては、つながないよということになると思うよ。本管は通ったけれども、使ってくれない土地が発生してくる可能性が大きく、非常に不公平だと思います。その辺のところも検討していただきたいと思います。

○和田下水道課長 受益者負担金の掛け方ですけども、柳澤委員がおっしゃるとおりですね、筆ごとの面積で掛けますので、かなりの金額になることはおっしゃるとお

りでございます。今現在の措置といたしましては、まずは、屋敷の中で、主に宅地として使用しているような面積につきましては、現状を調査した中で負担金を掛けさせていただいて、例えば、1筆の中で、竹やぶがあったりするような土地は非常に多いと思います。そういうところには、猶予措置をとらせていただいて、将来的に宅地化された時に、猶予を解くような、そういった措置をとらせていただいておりますが、家族構成の人数当りに関する賦課の仕方がありませんので、そちらにつきましては、茨城県の方に状況を確認しながら、研究させていただきたいと考えております。

○柳澤委員 柔軟性のあるお答えでしたが、今まで1筆だったという屋敷が結構ありまして、1筆でも200坪、300坪という屋敷もある訳で。それを分筆してしまうとお金が掛かってきてしまい、そうなっては困るので、例えば、1反歩の屋敷に50坪の建物が建っているとすれば、建蔽率からいって、敷地面積が80坪必要ということで、80坪に対する評価というか、課税というか、そういう解釈でいいのかな。

○和田下水道課長 あくまでも分筆行為はしないで、一度現地を確認した中での、宅地として使用されているのか調査した中で、確認して、その面積分をまず掛けるような形にしています。

○柳澤委員 再度確認なんですけれども、屋敷の中に建築面積30坪の建物が建っているとすると。建蔽率があって、4割とか5割とか地目によってある訳だよ。その建蔽率を土台にして、30坪の屋敷だから、ここは、その1.5倍で、45坪分の宅地だよというそういう評価をするという解釈でいいのかな。ではないのかな。本来はそういうふうにするべきだと言っているんだよ。そうしないと合理的じゃないでしょ。という話を今しているんですけれども。そういうふうにしてもらいたいという話なんだけれど、どうですか。

○和田下水道課長 多少ですね、柳澤委員からお話の食い違いがあるかと思っておりますので、その辺をもう一度調査をさせていただいて検討させていただきます。

○勝田委員長 よろしいでしょうか。

○柳澤委員 はい。

○勝田委員長 その他ございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第79号令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第79号は、原案どおり決しました。次に、議案第80号市道の路線の認定について執行部より説明願います。

○室町農林水産課長 議案書の57ページをお願いします。今回認定をお願いする路線は59路線となっており、その内、農林水産課が関連する路線からご説明いたします。1枚おめくりいただき59ページをお願いいたします。市道路線認定調書にな

っております。1段目の手野196号線から2枚ページをめくっていただきまして、62ページの2段目、田村214号線までの56路線につきましては、手野地区基盤整備事業の完了に伴い認定をお願いするものでございます。次のページ、63ページが認定をお願いする市道路線図となります。ここまでが農林水産課の説明となります。なお、本日、お配りしております別紙の方をお願いします。事前委員会の際に、柳澤委員より、市道認定されている道路は、農林水産省の補助事業が活用出来ない旨のお話がありましたので、本日配布させていただきました資料にて、農道整備の補助事業制度を参考までに説明させていただきます。別添資料の農道整備事業における補助事業制度についてをご覧ください。前回、私の方からも、市道認定されている道路では、農林水産省の補助事業は受けられないとお話しさせていただきましたが、再度、県に確認させていただきましたところ、県からは、必ずしも市道認定の有無は必要は無いとの事でございます。原則は、市道認定されていない道路でなければならないそうですが、市道であっても1級、2級の市道以外のその他の市道であれば、国の補助事業として成りうるとのことでした。この資料にありますように、国庫補助事業としては、農産漁業地域整備交付金農地整備事業等、県単補助事業としては、県単土地改良事業農道整備がございます。それぞれ事業制度の内容等でございますが、国庫補助事業では、事業主体が県で、負担割合は、県の事業となります。国が50%、県が25%、市で25%となっております。事業採択要件につきましては、受益面積が50ha以上。総事業費5,000万円以上。全幅員4.5m以上が主な事業選択要件となっております。次に、県単補助事業につきましては、事業主体は、市町村または土地改良事業等、負担割合につきましては、県から37.5%の補助を受けて事業を実施するもので、事業採択要件といたしましては、受益面積が5haから20ha、事業費が20万円以上というのが主な要件となっているところでございます。この中で、国庫補助事業につきましては、採択要件としまして、受益面積が50ha以上となることから、現在、農林水産課において計画されている農道整備箇所では該当となる路線はないような状況でございます。しかしながら、県単補助事業であれば事業採択が可能な路線はあることから、今後、農道整備事業を実施の際は、これら補助事業を活用して整備を実施してまいりたいと考えております。農林水産課からの説明は以上でございます。

○草間道路課長 引き続き、議案第80号市道の路線の認定についてご説明させていただきます。議案書の62ページをお願いいたします。道路課からの市道の認定につきましては、下から3行目の下高津四丁目21号線、乙戸79号線、荒川沖東一丁目8号線の3路線でございます。いずれも開発行為による新設された道路でありまして、道路側溝が布設されて舗装も完了しております。65ページをお願いいたします。初めに下高津四丁目21号線は、第一学校給食センターの南側に位置します下高津四丁目地内におきまして、株式会社アートによります開発面積約2,020㎡で、5区画の宅地分譲予定地内に、幅員6mから9m、延長98.88mの市道を認定するものでございます。続きまして67ページをお願いいたします。乙戸7

9号線は、国道6号荒川沖交差点の西側に位置します荒川沖地内におきまして、株式会社ユハラによります開発面積約1,410㎡で4区画の宅地分譲予定地内に幅員6m、延長110.55mの市道を認定するものでございます。続きまして69ページをお願いいたします。荒川沖東一丁目8号線は、荒川沖東部地区学習等供用施設の北東側に位置します荒川沖東一丁目地内におきまして、一誠商事株式会社によります開発面積約1,740㎡、7区画の宅地分譲予定地内に幅員6.0から9.0m、延長78.38mの市道を認定するものでございます。以上の3地区3路線の市道の認定につきまして、よろしくをお願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○勝田委員長 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

○柳澤委員 農道整備について、63ページのこれから市道に認定する市道、これは、諸々の工事をやって、その結果、新たに市道に認定するよという路線ですか、それか、元々農道であったのを、今回、市道に認定するものであるのか。

○室町農林水産課長 この後、廃止の路線もありますので、説明させていただきますけれども、元々細かくあった従前の市道を取り払い、新たに整備した所に付け替えするような形になります。

○柳澤委員 ということは、新たに整備をし直したということなんだね。

○室町農林水産課長 はい、そうでございます。

○柳澤委員 補助は、どのような形で、どこからどの位出たのか教えて下さい。

○室町農林水産課長 こちらは先程お話をさせていただきました県営事業で、平成7年度から事業をやっております。負担割合につきましては、国が50%、県が30%、市が10%で、あと地元土地改良区が10%という事業割合でやっておりまして、最終的な事業費につきましては39億2,500万円で整備しております。こちらにつきましては、用水路のパイプラインや機場設置とか、そういう排水路整備など諸々を含めた金額となっております。

○勝田委員長 よろしいですか。

○柳澤委員 はい。

○勝田委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第80号市道の路線の認定については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第80号は、原案どおり決しました。次に、議案第81号市道の路線の廃止について執行部より説明願います。

○室町農林水産課長 議案書の71ページ、議案第81号市道の路線の廃止について、ご説明いたします。今回廃止をお願いする路線は89路線となっております。1枚おめくりいただきまして73ページをお願いいたします。市道路線廃止調書になっております。1段目のⅡ級8号線から、2枚おめくりいただいて77ページをお願いし

ます。77ページの最後の段の田村153号線までの89路線については、手野地区基盤整備事業の完了に伴い廃止をお願いする市道路線です。1枚おめくりいただいて79ページをお願いします。このページの太線で示された路線が事業実施前にあった従前の路線で、今回、廃止をお願いする市道箇所となっております。説明については以上となります。

○**勝田委員長** 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○**勝田委員長** なければお諮りいたします。議案第81号市道の路線の廃止については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**勝田委員長** ご異議なしと認めます。よって議案第81号は、原案どおり決しました。

次に、報告事項に入ります。執行部より説明願います。アの入札案件について、道路課から、順次、説明願います。

○**草間道路課長** 別添資料1 入札案件につきましてご説明いたします。道路課入札案件につきましては12件でございます。1ページをお願いいたします。始めに、道路台帳加除補正業務委託でございます。こちらの委託につきましては、市内全域の市道につきまして、昨年度1年間に、新設、認定されました路線や改良工事によって拡張された路線等、道路現況の変更について調査を行いますと、データや図面等加除補正をするものでございます。続きまして2ページをお願いいたします。2ページから26ページまでの10件につきましては、毎年実施しておりますI級市道等の主要幹線道路や常磐自動車道、国道6号バイパスの側道におけます路肩の法面等の草刈業務の委託でございます。続きまして27ページをお願いいたします。市道小松ヶ丘9号線改良工事でございます。こちらの工事は、小松ヶ丘町地内のJR常磐線に近接した場所でございます。工事概要としましては、延長50mの区間におきまして、現況幅員約5.5mの官地幅を活用して施工するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。道路課の案件につきましては、以上でございます。

○**浅岡公園街路課長** 別添資料1の28ページをお願いいたします。6月27日執行の指名入札案件でございます。委託件名乙戸水生植物園花菖蒲植栽業務委託でございます。委託期間につきましては、契約日の翌日から60日間。予定価格は277万円でございます。圃場の960㎡に植えております約1,500株の入れ替えの業務委託でございます。説明は以上でございます。

○**黒須水道課長** 同じく入札案件4件についてご報告いたします。位置図29ページをお願いいたします。大岩田配水場低区3号配水ポンプの増設工事でございます。当施設は平成23年度に竣工いたしました。以来、ポンプを交互に運転し、配水を行っておりますが、時間帯によっては2台同時の稼働が必要となるため、計画当初より、長期間ポンプを除いて維持管理の作業を行うオーバーホールを実施する来年度に併せて3号ポンプを設置する計画であったことから、今年度1基増設するもので

ございます。工事内容でございますが、配水ポンプ増設1台、配水ポンプ盤増設1面、既設LCD監視制御設備機能増設1式、機械設備工事1式ほかでございます。続きまして、30ページの位置図をお願いいたします。第2次土浦市水道事業基本計画等策定業務委託でございます。現在の土浦市水道事業基本計画が令和2年度で目標年度を迎えることから、今年度、来年度の2ヵ年で、新たな基本計画を、水道ビジョン計画、経営戦略、アセットマネジメント等と併せて策定するものでございます。具体的には、全ての計画の基礎資料となります中長期的な計画のアセットマネジメント並びに厚生労働省が策定を推奨しております、今後の事業のあり方について目標設定を行う水道ビジョン計画と整合性を図りながら、施設整備計画や管路更新計画・耐震化事業等、個別事業の将来計画である基本計画を策定いたします。また、総務省より令和2年度までに作成することを求められております中長期的な経営の基本計画であります経営戦略の策定も合せて進めていくものでございます。続きまして、位置図の31ページをお願いいたします。配水管の布設工事であります。工事箇所は西根南二丁目地内外で、要望によるものでございます。工事内容は、延長44.8m、口径50mmの管布設でございます。続きまして、位置図32ページをお願いいたします。配水管の新設工事の実施設計委託でございます。委託箇所は沢辺地区で、相互連絡管の整備を行うための設計委託でございます。委託内容でございますが、延長390m、口径75mm管の布設工事でございます。説明につきましては以上でございます。

○勝田委員長 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければ伊の工事発注状況報告については、各自で資料に目を通していただくということで、説明は省略とさせていただきます。

○勝田委員長 その他何かありますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 執行部の方で何かございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければ執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○勝田委員長 委員の方には、引き続き協議をお願いいたします。協議事項4、各種委員会委員の選出として2点ございます。土浦市環境審議会委員と土浦市地域医療運営協議会委員について、皆様方にご協議をしていただきたいと思います。任期はそれぞれ、令和元年7月1日から令和3年6月30日までとなっております。こちらは、5月に行われました令和元年第1回臨時議会での委員会で、6月30日までの残任期間で決めていただいたもので、現在は、土浦市環境審議会委員は小坂副委員長、土浦地域医療運営協議会委員は平石委員となっておりますがいかがいたしましょうか。

(「継続でいいのでは」との声あり)

○勝田委員長 継続という声がありましたが、小坂副委員長、平石委員、継続ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○勝田委員長 それでは、小坂副委員長が土浦市環境審議会委員、平石委員には土浦地域医療運営協議会委員をお願いすることでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 それではよろしく願いいたします。以上で産業建設委員会を終了いたします。お疲れ様でした。